宍粟市公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月21日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第27号

宍粟市公告式規則の一部を改正する規則

宍粟市公告式規則（平成26年宍粟市規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（告示等の公示） 第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第５項に規定する市長の定める公表を要する規程以外の告示及び公告（以下「告示等」という。）を公示しようとするときは、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。 ［２　略］ ３　条例第２条第２項の規定は、第１項の規定について準用する。 （掲示期間） 第３条　条例第２条第２項（条例第３条及び第４条第２項並びに前条第３項で準用する場合を含む。）により掲示場に掲示する期間は、掲示の日から起算して14日間とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。 ［（１）・（２）　略］ ［追加］	（告示等の公示） 第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第５項に規定する市長の定める公表を要する規程以外の告示及び公告（以下「告示等」という。）を公示しようとするときは、年月日及び市長名を記入しなければならない。 ［２　略］ ３　条例第２条第２項及び第３項の規定は、告示等について準用する。 （掲示期間） 第３条　条例第２条第２項（条例第３条第２項及び第４条第２項並びに前条第３項で準用する場合を含む。）の規定により掲示場に掲示する期間は、掲示の日から起算して14日間とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。 ［（１）・（２）　略］ ２　条例第２条第３項（条例第３条第２項及び第４条第２項並びに前条第３項で準用する場合を含む。）に規定する措置をとったときは、当該措置をとった時から起算して、別に定める期間が経過するまでの間、継続して当該措置を

改　　正　　前	改　　正　　後
	とるものとする。
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。